

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る処分基準の改定について

1 改定の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）の規定のうち、風俗営業等の不許可事由の追加に係る規定が令和7年11月28日付けで施行されることに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に係る処分基準の改定を行うもの

2 改定内容

風俗営業等の許可の取消し等の処分基準について、適用除外事由、処分加重事由等を改定する

3 対象となる処分基準

- (1) 風俗営業の許可の取消し（第8条）
- (2) 風俗営業の許可の取消し、停止命令（第26条第1項）
- (3) 飲食店営業の停止命令（第26条第2項）
- (4) 店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第30条第1項）
- (5) 店舗型性風俗特殊営業の廃止命令（第30条第2項）
- (6) 浴場業営業等の停止命令（第30条第3項）
- (7) 無店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第31条の5第1項）
- (8) 受付所営業の廃止命令（第31条の5第2項）
- (9) 無店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第31条の6第2項第2号）
- (10) 受付所営業の廃止命令（第31条の6第2項第3号）
- (11) 店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の15第1項）
- (12) 店舗型電話異性紹介営業の廃止命令（第31条の15第2項）
- (13) 無店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の20）
- (14) 無店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の21第2項第2号）
- (15) 特定遊興飲食店営業の許可の取消し（第31条の23において準用する第8条）
- (16) 特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令（第31条の25第1項）
- (17) 飲食店営業の停止命令（第31条の25第2項）
- (18) 飲食店営業の停止命令（第34条第2項）
- (19) 興行場営業の停止命令（第35条）
- (20) 特定性風俗物品販売等営業の停止命令（第35条の2）
- (21) 接客業務受託営業の停止命令（第35条の4第2項）
- (22) 接客業務受託営業の停止命令（第35条の4第4項第2号）

4 施行日

令和7年11月28日